

## 【5月分】

飼養衛生管理基準自己点検をお願いします

報告期限：5月11日（月）

ハイリスクシーズンとして、10月から毎月報告していただいていた本報告は、今回で一旦終了です。

次の10月分のご報告について9月末にご連絡しますので、よろしくをお願いします。

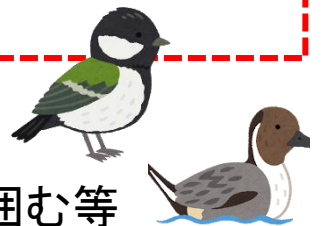
また、報告をしない間（6～9月）も**基本項目**（下記）については、常に意識していただき習慣となるようお願いします。

## ウイルスの持込み防止の基本の7項目

- ・衛生管理区域に出入りする際の手指の消毒
- ・衛生管理区域専用の服、靴の着用
- ・衛生管理区域に入る車の消毒（タイヤ回りを重点的に）
- ・家きん舎に出入りする際の手指消毒
- ・家きん舎専用靴の着用
- ・ネットや金網の設置、点検、補修
- ・ねずみ、害虫対策

## その他

近くのため池の水抜きや鳥よけ設置、樹木の剪定  
家きん舎周囲の整理整頓、家きん舎等を石灰帯で囲む等  
野鳥・野生動物対策についてそれぞれの農場で可能な限りお願いします！



## 滋賀県家畜保健衛生所

（本所）

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

（北西部支所）

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯080-6176-8052

# 送付方法および送付先

下記のいずれかの方法でご回答ください。

FAX 別紙様式を使っ てください。	本所	0748-37-4821
	北西部支所	0740-22-6681
メール	<a href="mailto:ge37@pref.shiga.lg.jp">ge37@pref.shiga.lg.jp</a>	
飼養衛生ポータル (農林水産省が管理するサイト)	<a href="https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp/login">https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp/login</a> 経営体IDおよび農場IDについては、家畜保健衛生所へお問い合わせ ください	
しがネット受付サービス	下記のとおりです。	

## ❖しがネット受付サービスの手順について❖

- ① QRコードを読み取ってください。
- ② ログイン  
(最初にメールアドレスの入力とパスワードの設定が必要です。)
- ③ 指示に従って入力、回答をお願いします。
- ④ 結果を送信してください。  
受付けのお知らせがメールで届きます。

## 《しがネット受付サービス》



<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/selfcheck-kakintyuu-8-5>

※ 太枠内をご記入ください

滋賀県家畜保健衛生所 あて

下記項目について農場の状況を自己点検し、その結果を報告します。

5月分

農場名			
点検日		点検者	

No.	内容	○：実施 ×：未実施 －：該当なし
17	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 (区域専用の手袋の着用も可)	
18	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用 (上から衛生的な衣服を着用したり、ブーツカバーを使用したりすることも可)	
19	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
22	家きん舎に立ち入る者の手指消毒等 (家きん舎専用の手袋の着用も可)	
23	家きん舎ごとの専用の靴の設置・使用 (家きん舎が屋根や壁のある通路で連絡している場合や十分に消毒された上を消毒された靴で移動する場合は同じ家きん舎用の靴で可)	
25	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置・点検・修繕 (家きん舎、飼料保管庫、たい肥舎等に防鳥ネット(概ね網目の大きさが概ね2cm以下)を設置し、破損個所があれば修繕すること)	
27	ねずみ・害虫の駆除 (殺鼠剤及び殺虫剤の散布、粘着シート等を設置すること。家きん舎の屋根や壁面に破損があれば修繕すること)	
消毒の実施	消石灰等の消毒薬の飼養施設内(家きん舎周辺および施設外縁部)への継続的な散布(5月31日まで実施すること)	

報告期限： 2026年5月11日(月)

※ 今回で一旦報告は終了委です。ご協力ありがとうございました。次は10月です。